

特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針

(令和2年3月2日環循適発第2003027号環境大臣決定)

(令和7年3月31日環循適発第2503315号改定)

【目次】

はじめに

第1章 特定既存単独処理浄化槽の措置の検討

1. 法に定義される特定既存単独処理浄化槽
2. 具体の事案に対する措置の検討
 - (1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の概要
 - (2) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の要否の判断
 - (3) 11条検査と立入検査の関係

第2章 特定既存単独処理浄化槽の措置を講ずるに際して参考となる考え方

1. 特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる事項
2. 特定既存単独処理浄化槽を把握するための根拠となる情報

第3章 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の実施

1. 立入検査
 - (1) 立入検査の実施
 - (2) 指定検査機関との連携
2. 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への助言又は指導
 - (1) 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への告知
 - (2) 助言又は指導後の対応
3. 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への勧告
4. 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への命令
 - (1) 弁明の機会の付与
 - (2) 命令の通知
 - (3) 処分等の求め
5. 勧告又は命令後の対応

〔別紙〕 特定既存単独処理浄化槽の判定及び措置の基本的な考え方

(別表) 特定既存単独処理浄化槽の判定における各項目の該当性

はじめに

合併処理浄化槽は、処理性能が優れており、良好な水環境の保全に寄与する恒久的な生活排水処理施設である。一般家庭向けのものは自動車一台程度の広さがあれば設置でき、地勢の影響を受けにくく、かつ、短期間で設置できることから、経済的で投資効果の発現が早いという特長を持っている。合併処理浄化槽は、同じ生活排水処理施設である集合処理施設等と同等の処理機能を有していることから、近年の人口減少等の社会情勢や市町村財政の緊縮とあいまって、合併処理浄化槽による污水处理施設の整備が進んでいる。また、合併処理浄化槽は生活排水を発生源で処理することから、身近な小川や水路に処理水を放流することで河川の水量を維持することができるとともに、清流を回復させる効果もあり、環境保全上健全な水循環に資する。さらに、近年の大規模災害においても被害を受けても復旧が早く災害対応力もあり、強靱なまちづくりの観点からも大きく期待されている。

合併処理浄化槽の役割が高まる一方、現在は新設が禁止されている、し尿のみを処理し生活雑排水を処理しない単独処理浄化槽が数多く残存している問題が存在している。単独処理浄化槽は昭和 30 年代後半から昭和 50 年代の高度成長期にかけて、下水道の普及に伴い下水道未普及地域における水洗化要求の高まりを受けて急速に整備されたものである。一方で単独処理浄化槽からの放流水による公共用水域への影響、水質汚濁が社会問題となり、平成 12 年に浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）が改正され、平成 13 年 4 月 1 日より原則として単独処理浄化槽の新規設置が禁止されている。以後、設置基数は緩やかに減少しているものの、平成 30 年度末時点において浄化槽全設置基数約 756 万基の 50%にあたる約 381 万基が残存していた。

これらの単独処理浄化槽は、普及し始めてから、40～50 年経過するものも存在しており、40 年以上経過しているものは推計で約 100 万基も残存していた。浄化槽法第 11 条第 1 項に定める指定検査機関の行う水質に関する検査（以下「11 条検査」という。）の結果から、変形、漏水等をしている事例も約 6,000 件みられており、処理不十分なし尿の漏出による公衆衛生への影響も懸念されるので、老朽化した単独処理浄化槽は特に合併処理浄化槽への転換を進める必要があった。さらに、この単独処理浄化槽の 11 条検査の受検率は 25%に過ぎず、大量に存在する未受検単独処理浄化槽の中には、老朽化により浄化槽本体が破損や変形、漏水しているものや管理状態が悪いことによりし尿が適切に処理されていない単独処理浄化槽も発生している可能性がある状態であった。

令和元年 6 月 19 日に公布された「浄化槽法の一部を改正する法律」（令和元年法律第 40 号。以下「改正法」という。）において、そのまま放置すれば生活環境や公衆衛生上支障が生じるおそれのある緊急性の高い既存単独処理浄化槽（以下「特定既存単独処理浄化槽」という。）について、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）が除却等の助言又は指導、勧告、命令を行うことができる規定が設けられた。都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対し適切な措置を講ずべきであるが、これらの措置については、強い公権力の行使を伴う行為が含まれることから、その措置に係る手続についての透明性及び適正性の確保が求められるところである。

以上を踏まえ、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号。以下「規則」という。）に基づき、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」（以下「指針」という。）を定めるものである。

本指針は、特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる考え方及び特定既存単独処理浄化槽に対する措置に係る手続について、各地方公共団体が執るべき基本的な考え方を示すものである。したがって、各

地方公共団体において地域の実情を反映しつつ、適宜固有の判定基準を定めること等を妨げるものではないが、原則として本指針に則り特定既存単独処理浄化槽に対応することが適当である。本指針及び各地方公共団体が定めた固有の判定基準については、規則に基づき指定検査機関から都道府県知事に対して特定既存単独処理浄化槽に該当するおそのの有無が報告され、当該報告を活用して都道府県知事が本指針及び各地方公共団体が定めた固有の判定基準に基づき特定既存単独処理浄化槽の判定を行うものであることを踏まえ、指定検査機関にも周知の上、適宜、指定検査機関において特定既存単独処理浄化槽に該当するおそのの有無の判断の参考とされたい。また、措置に係る手続については、必要に応じて、手続を付加することや法令等に抵触しない範囲で手続を省略することを妨げるものではない。なお、改正法による改正後の浄化槽法（以下「法」という。）附則第 11 条第 1 項及び第 2 項に基づく助言又は指導及び勧告については、本指針においては行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）に沿って記載しているところ、同法第 3 条第 3 項により都道府県知事が行う行政指導については同法第 4 章及び第 4 章の 2 の規定が適用除外とされていることから、実務的には本指針を参考としつつ、各地方公共団体が定める行政手続条例等によることとなる。

また、本指針は、今後、法に基づく措置の事例等の知見の集積を踏まえ、適宜見直される場合があることを申し添える。

第1章 特定既存単独処理浄化槽の措置の検討

1. 法に定義される特定既存単独処理浄化槽

特定既存単独処理浄化槽は、既存単独処理浄化槽のうち、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるものと定義されている（法附則第11条第1項）。

2. 具体の事案に対する措置の検討

（1）特定既存単独処理浄化槽に対する措置の概要

都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽に係る浄化槽管理者に対し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導（法附則第11条第1項）、勧告（同条第2項）及び命令（同条第3項）することができるとともに、命令に違反した者については30万円以下の罰金に処せられる（同条第5項）。法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑が科せられる（同条第6項）。

法に定める特定既存単独処理浄化槽として、法の規定を適用する場合は、法附則第11条に基づく助言又は指導、勧告及び命令の手続を、順を経て行う必要がある。緊急事態において応急措置を講ずる必要がある場合であっても、法により対応しようとするのであれば同様である。

なお、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域及び同法第5条第1項第5号に規定する予定処理区域内の単独処理浄化槽についても、特定既存単独処理浄化槽の措置の対象となり得る。

（2）特定既存単独処理浄化槽に対する措置の要否の判断

特定既存単独処理浄化槽のみならず、それ以外の既存単独処理浄化槽も生活雑排水を直接放流することで環境への負荷が生じており、時間の経過とともに浄化槽自体の劣化が進行して特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれも高まる。このことから、特定既存単独処理浄化槽に該当しない既存単独処理浄化槽についても合併処理浄化槽への転換を進めていくことが必要である。

特定既存単独処理浄化槽として法附則第11条に定める措置を実施するためには、第2章を参考に、必要に応じ立入検査を実施して、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるかを確認する必要があるが、措置の実施に入る前の段階で、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の必要性の理解を求め、自主的な転換を進めることが重要であり、

- ・浄化槽管理者に改善の意思はあるものの、その対処方策が分からない
- ・経済的な負担から対策を躊躇している

等の場合には、状況に応じて、浄化槽関連業者の紹介や、宅内配管工事を含めた合併処理浄化槽への交換の予算制度の紹介等により、転換を進めることも考えられる。

このような自主的な転換は、これまでも進められてきているところであり、平成12年改正法附則第3条で転換の努力義務が課せられているものであって、当然のことながら特定既存単独処理浄化槽との判定を待たずに実施できるものである。法第54条の規定により地方公共団体が組織する協議会なども活用しながら、自主的な転換を行うよう、浄化槽管理者の理解を求めることが重要である。

また、特定既存単独処理浄化槽の判定及び措置を進めるに当たっては、浄化槽管理者の負担軽減や合併処理浄化槽の普及促進の観点から、環境省の予算制度を積極的に活用して、浄化槽整備区域における合併処理浄化槽への転換を優先的に行うことが望ましい。

（３）11 条検査と立入検査の関係

特定既存単独処理浄化槽の把握には、指定検査機関による 11 条検査の結果が最も重要である。11 条検査は法に基づき受検の義務づけがなされていることから、浄化槽管理者に対する受検の指導を進めていく必要がある。

都道府県知事は、11 条検査の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、受検確保のために必要な助言及び指導を行うことができる（法第 12 条の 2 第 1 項）。また、浄化槽管理者が 11 条検査を受検していない場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、11 条検査を受検すべき旨の勧告をすることができ（同条第 2 項）、勧告に係る措置をとらなかったときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる（同条第 3 項）。命令に違反した者については 30 万円以下の過料に処せられる（法第 66 条の 2）。

11 条検査と、特定既存単独処理浄化槽の判定のための立入検査は、その目的や実施主体が異なるが、検査内容としては重なる部分も多い。11 条検査を受検している浄化槽管理者と未受検の浄化槽管理者との公平性の観点からも、助言及び指導にとどまらず、勧告、命令、罰則という手続も含めて、浄化槽管理者に 11 条検査の実施を求める必要がある。

他方、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態、周辺環境への影響や、放流水質等に関する規制等地域の実情に照らして、悪影響の程度や危険等の切迫性が高い場合においてまで、浄化槽管理者自ら 11 条検査を実施するのを待つのは適切ではない。そのような場合には、11 条検査の受検を求める手続と並行して、行政自ら立入検査を実施することで、特定既存単独処理浄化槽の措置を迅速に講ずることが必要である。

第 2 章 特定既存単独処理浄化槽の措置を講ずるに際して参考となる考え方

特定既存単独処理浄化槽に対する措置を講ずるに際しては、既存単独処理浄化槽がそのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態であるか否かを判断するとともに、当該既存単独処理浄化槽がもたらす周辺への悪影響の程度等について考慮する必要がある。

また、特定既存単独処理浄化槽に対する措置を講ずるか否かについては、下記 1. を参考に特定既存単独処理浄化槽と認められる既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況、周辺環境への影響等を勘案して、総合的に判定されるべきものである。なお、その際、下記 2. の情報を根拠とするほか、法第 54 条に基づく協議会等において意見を聞くことも考えられる。

1. 特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる事項

特定既存単独処理浄化槽の判定の参考となる情報として、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況、周辺環境への影響等が考えられる。

既存単独処理浄化槽が現にもたらしめている、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響が周辺の生活環境、公衆衛生等にも及ぶと判断された場合に、その悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を

超えるか否か、その状態が継続された場合のもたらされる危険等について切迫性が高いか否か等により特定既存単独処理浄化槽に該当するか否かを判定する。その際の判定基準は、別紙に示すとおり、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態、周辺環境への影響や、放流水質等に関する規制等地域の実情に応じて、悪影響の程度や危険等の切迫性を判定することとなる。外形的状況や性能状況の不適切な状態が深刻な場合や複合的にみられる場合は、悪影響の程度や危険等の切迫性が有り、措置の緊急性が高いと判定することも考えられる。

周辺環境への影響に関して、例えば、水道水源の湖沼等において条例により単独処理浄化槽に対して規制が適用される場合や生活排水の排出に対して何らかの規制がなされる地域に位置する場合、あるいは浄化槽周辺に飲用水を含む生活用水として使用している井戸が近接(浄化槽から 30m 以内に井戸が存在)している場合等は、特定既存単独処理浄化槽として措置を講ずる必要性が高くなることが考えられる。

特定既存単独処理浄化槽に対する措置については、合併処理浄化槽への転換を原則とした指導を行うこととする。ただし、特定既存単独処理浄化槽として判定された事象の再発が起こらない形で補修が可能であり、かつ他の箇所においても破損や漏水等、特定既存単独処理浄化槽の判定となる事象が発生しないことが明らかである場合、補修による改善も認められるものとする。

2. 特定既存単独処理浄化槽を把握するための根拠となる情報

特定既存単独処理浄化槽の把握には、指定検査機関による 11 条検査の結果が最も重要である。11 条検査は浄化槽法に基づき受検の義務づけがなされていることから浄化槽管理者に対する受検の指導を進めていく必要がある。

11 条検査を受検している浄化槽については、漏水や著しい破損等に係る写真又は記録等が添付された報告書(法第 11 条第 2 項の規定に基づく報告書を想定する。)を確認することにより、特定既存単独処理浄化槽の対象となり得る既存単独処理浄化槽を把握する。その際、必要に応じて指定検査機関と連携して浄化槽の立入検査を行うこと。

11 条検査を受検していない浄化槽については、浄化槽台帳に集積された情報(設置情報(設置年、処理方式等)や管理情報(保守点検、清掃))、協議会(法第 54 条)や報告徴収制度(法第 53 条第 1 項)を通じた保守点検業者や清掃業者から得た情報等から漏水や著しい破損等を把握し、浄化槽をスクリーニングしたうえで選定を行い、必要に応じて指定検査機関と連携して法第 53 条に基づく立入検査を行うこと。スクリーニングにあたっては、以下の事項に留意すること。

- 浄化槽台帳に集積された設置情報から、特に老朽化による本体や機材の劣化が予想される建築基準法に定める旧構造基準の方式(全ばっ気型、腐敗タンク型等)の既存単独処理浄化槽について着目すること。
- 保守点検業者や清掃業者から得た管理情報から、既存単独処理浄化槽の放流水質が所定の性能を満たさないおそれのあるものや内部の様態からみて所定の性能を確保できないことが明らかなもの、漏水や著しい破損等があるものについて着目すること。
- 既存単独処理浄化槽の放流先、既存単独処理浄化槽の放流水への条例に基づく水質規制の有無、近隣住民からの苦情通報の情報等にも着目すること。

なお、都道府県知事は、情報収集にあたっては、市町村とも連携すること。また、11 条検査の実施に併せて定期的に特定既存単独処理浄化槽の対象となり得る浄化槽を把握すること。

第3章 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の実施

特定既存単独処理浄化槽に対する措置は、行政指導である助言又は指導（法附則第11条第1項）及び勧告（同条第2項）と、不利益処分である命令（同条第3項）とに大別される。

特定既存単独処理浄化槽に対する措置の事前準備として、第2章2.に記載したとおり、浄化槽台帳（法第49条）に集積された情報、協議会や報告徴収制度を通じて得た情報等から浄化槽をスクリーニングした上で選定を行い、必要に応じて立入検査（法第53条第2項から第4項）を行って特定既存単独処理浄化槽か否かの判定を行う。

1. 立入検査

（1）立入検査の実施

行政庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽管理者等の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない（法第53条第2項）。

都道府県知事がその職員に立入検査を行わせる場合には、環境衛生指導員に行わせることが通例であり（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第20条）、環境衛生指導員の資格は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第16条により、次のとおりとされている。

- ・ 医師、薬剤師又は獣医師
- ・ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学、理学、工学若しくは農学の課程を修めて卒業した者（当該過程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者
- ・ 三年以上廃棄物の処理その他環境衛生に関する行政事務に従事した者であつて、環境衛生指導について十分の知識経験を有するもの

ただし、条例等において環境衛生指導員以外の職員も含めて立入検査の権限を定めている場合には、環境衛生指導員以外の職員に立入検査を行わせることができる。

立入検査を実施する場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない（法第53条第3項）。身分を示す証明書の様式は、規則様式第8号あるいは環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和3年環境省令第2号）に基づく別記様式に定めるところによる。

法に基づく立入検査は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときに実施されるものであり、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない（法第53条第4項）。

立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、30万円以下の罰金に処せられる（法第64条第16号）。

（2）指定検査機関との連携

立入検査を実施する場合にあっては、特定既存単独処理浄化槽か否かの判定を行うためには専門的知識が必要であることから、居住者の承諾を得る際に、指定検査機関の同行を伝え、同意いただいた場合に

は、指定検査機関と同行して立入検査を実施することが望ましい。

同意いただけなかった場合であって、当該浄化槽管理者が 11 条検査を受検していたときは、その結果から特定既存単独処理浄化槽の判定が可能か、情報が不十分な場合にはどの情報を確認すれば判定が可能かを、指定検査機関と相談した上で、必要があれば職員において立入検査を実施し、追加的に必要な情報を収集して特定既存単独処理浄化槽か否かの判定を実施する。

同意いただけなかった場合であって、当該浄化槽管理者が 11 条検査を受検していなかったときは、11 条検査の受検を強く求める必要がある。浄化槽台帳に集積された情報や管理情報等からスクリーニングをした上で、立入検査の必要な浄化槽として選定されているので、当該浄化槽の 11 条検査の実施は生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときに該当し、法第 12 条の 2 第 2 項に基づく勧告を実施することができる。当該勧告に係る措置をとらなかったときは法第 12 条の 2 第 3 項に基づく命令をすることができ、命令に違反したときは 30 万円以下の過料に処せられる（法第 66 条の 2）。これらの手続を経てもなお 11 条検査を受検しないときは、職員において立入検査を行い、外形的状況や性能状況について写真を撮影して持ち帰り、後日指定検査機関にも確認いただいたうえで、特定既存単独処理浄化槽か否かの判定を実施する。

2. 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への助言又は指導

法に基づく特定既存単独処理浄化槽の措置は、当該特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対する助言又は指導といった行政指導により、浄化槽管理者自らの意思による改善を促すことから始めるとされている。

(1) 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への告知

イ 行政指導の方式

助言又は指導に携わる者は、その特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対して、

- ・当該助言又は指導の趣旨及び内容
- ・当該助言又は指導の責任者

を明確に示さなければならない。

また、助言又は指導後の対応として、

- ・助言又は指導に係る措置を実施した場合は、遅滞なく当該助言又は指導を実施した者に報告すること
- ・助言又は指導をしたにも関わらず、なお当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されないと認められるときは、都道府県知事は勧告を行う可能性があること

についても、当該特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対してあらかじめ示し、浄化槽管理者自らの改善を促すよう努めるべきである。

助言及び指導は、口頭によることも許容されているが、浄化槽管理者から書面の交付を求められたときは、書面で交付しなければならない。

ロ 助言又は指導の趣旨及び内容

特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者は当該特定既存単独処理浄化槽の状況を把握していない可能性があること等を考慮し、助言又は指導をする際には、

- ・当該特定既存単独処理浄化槽が現状どのような状態になっているのか

- ・周辺の生活環境にどのような悪影響をもたらしているか
- ・当該浄化槽管理者が、具体的に何をどのようにすればいいのか

等について、分かりやすく示すことが望ましい。

(2) 助言又は指導後の対応

都道府県知事の助言又は指導により、その対象となった特定既存単独処理浄化槽の状態が改善された場合、必ずしも報告書等の提出を求める必要はないが、改善の内容を浄化槽台帳に記載する。

一方、助言又は指導を受けた特定既存単独処理浄化槽が改善されないと認められるときは、都道府県知事は、当該特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対し、繰り返し助言又は指導（書面での実施を含む。）を行うべきか、必要な措置を勧告すべきかどうか、勧告する場合はどのような措置とするか等について検討する。その際、法第 54 条に基づく協議会において協議すること等も考えられる。なお、協議会で協議する場合には、個人情報保護法に基づき、協議の過程で当該特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に係る個人情報が外部に漏えいすることのないよう、細心の注意を払う必要がある。

なお、助言又は指導を行うに当たっては、都道府県の人員・体制のみでは対応が困難な場合も想定されることから、都道府県から指定検査機関等に業務委託を行うこと等により、特定既存単独処理浄化槽が生活環境や公衆衛生へ与える影響等の情報提供・説明、及びこれらを踏まえた具体的な改善策（転換又は補修）の説明・助言・提案、並びにこれらに関する相談・問い合わせ対応等が行われることが望ましい。

3. 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への勧告

都道府県知事は、法附則第 11 条第 1 項に基づき助言又は指導をした場合において、なお当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されないと認めるときは、当該特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置をとることを勧告することができる（法附則第 11 条第 2 項）。

勧告は、特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に対して、必要な措置を講ずべきことを助言又は指導よりも強く促す行政指導である。そのため、2.（1）の助言又は指導と同様の方式、趣旨及び内容とする必要があることに加えて、措置の内容を明確にするとともに、勧告に伴う効果を当該特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者に明確に示す観点から、書面で行うものとする。

措置の内容は、周辺の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るという規制目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内のものとしなければならない。また、勧告を受けた者が当該措置を行うのに通常要すると思われる期間（工事の施工に要する期間に一定の準備期間を加えた期間）を相当の期限として定める必要があるが、具体の期間は対象となる特定既存単独処理浄化槽の状態、必要な措置の内容等によって異なる。

また、勧告の送達方法について具体の定めはなく、直接手交、郵送などの方法から選択することが考えられる。勧告は、相手方に到達することによって効力を生じ、相手方が現実に受領しなくとも相手方が当該勧告の内容を了知しうるべき場所に送達されたとみなされるため、的確な送達の方法を選択すべきである。郵送の場合は、より慎重を期す観点から、配達証明郵便又は配達証明かつ内容証明の郵便とすることが望ましい。

都道府県知事による勧告を受けた特定既存単独処理浄化槽が設置されている土地や当該特定既存単独処理浄化槽で汚水を処理している建築物が当該勧告後に売買等された結果として浄化槽管理者が変わった場合には、勧告の効力が失われるため、本来元の浄化槽管理者により講じられるべきであった措置の

履行を促す観点から、新たに当該特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者となった者に対し、都道府県知事はできる限り迅速に、改めて勧告を講ずる必要がある（当然、助言又は指導から行う必要がある。）。

4. 特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への命令

都道府県知事は、法附則第 11 条第 2 項による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を命ずることができる（同条第 3 項）。

（1）弁明の機会の付与

当該命令は行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 2 条第 4 号に定める不利益処分であることから、弁明の機会の付与の手続を執らなければならない（同法第 13 条第 1 項第 2 号）。

弁明の機会の付与の通知は、

- ・ 予定される不利益処分内容及び根拠となる法令の条項
- ・ 不利益処分の原因となる事実
- ・ 弁明書の提出先及び提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

を書面により通知して行う必要がある（同法第 30 条）。なお、行政庁が相当と認めるときは、聴聞手続とすることができる（同法第 13 条第 1 項第 1 号ニ）。

（2）命令の通知

措置の内容、措置に至った理由及び根拠法令を文書により浄化槽管理者に通知する（行政手続法第 14 条）。

当該命令は行政争訟の対象となる処分であり、当該命令に対し不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により審査請求を行うことができる。

法附則第 11 条に基づく特定既存単独処理浄化槽に対する措置は自治事務であり、同条に基づく処分を行う都道府県知事は、当該事務の遂行に関する行政機関としては、これ以上の上級行政庁を有しないことから、審査請求をすべき行政庁は、当該都道府県知事となる（行政不服審査法第 4 条第 1 号）。

したがって、命令の通知においては、同法第 82 条第 1 項の規定に基づき、

- ・ 当該処分につき不服申立てをすることができる旨
- ・ 不服申立てをすべき行政庁（当該都道府県知事）
- ・ 不服申立てをすることができる期間（処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月。同法第 18 条）

について、示さなければならない。

（3）処分等の求め

平成 26 年の行政手続法改正により、処分等の求め（書面で具体的な事実を摘示して一定の処分又は行政指導を求める制度）が創設され、平成 27 年 4 月 1 日に施行された（同法第 36 条の 3）。

同条は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）がされていないと思ったときは、誰でも、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する行政機関に対し、次に掲げる事項を記載した申出書を提出して、当該処分又は行政指導をすることを求めることができることとしたもので

ある。

- ・ 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- ・ 法令に違反する事実の内容
- ・ 当該処分又は行政指導の内容
- ・ 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
- ・ 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- ・ その他参考となる事項

地方公共団体の機関がする処分（その根拠となる規定が条例又は規則に置かれているものに限る。）及び行政指導については、同法第 3 条第 3 項の規定により同法第 36 条の 3 の規定は適用されないが、地方公共団体の機関がする処分のうち、その根拠となる規定が法律に置かれているものであれば、同条は適用される。

法に基づく特定既存単独処理浄化槽の浄化槽管理者への命令については、処分の根拠となる規定が法律に置かれていることから、同条が適用され、都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽の措置に関して処分等の求めがあったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分をしなければならない。

5. 勧告又は命令後の対応

都道府県知事の勧告又は命令により、その対象となった特定既存単独処理浄化槽の状態が改善された場合、必ずしも報告書等の提出を求める必要はないが、改善の内容を浄化槽台帳に記載する。

命令に違反した場合は、30 万円以下の罰金が課せられる。

〔別紙〕 特定既存単独処理浄化槽の判定及び措置の基本的な考え方

1. 特定既存単独処理浄化槽の判定フロー

特定既存単独処理浄化槽の判定フローを以下に示す。都道府県等においては下記のフローを基に特定既存単独処理浄化槽に該当するか否かを判定すること。

下記の各項目の該当性については、別表のとおり示すので、これに従い適切に判定を行うこと。

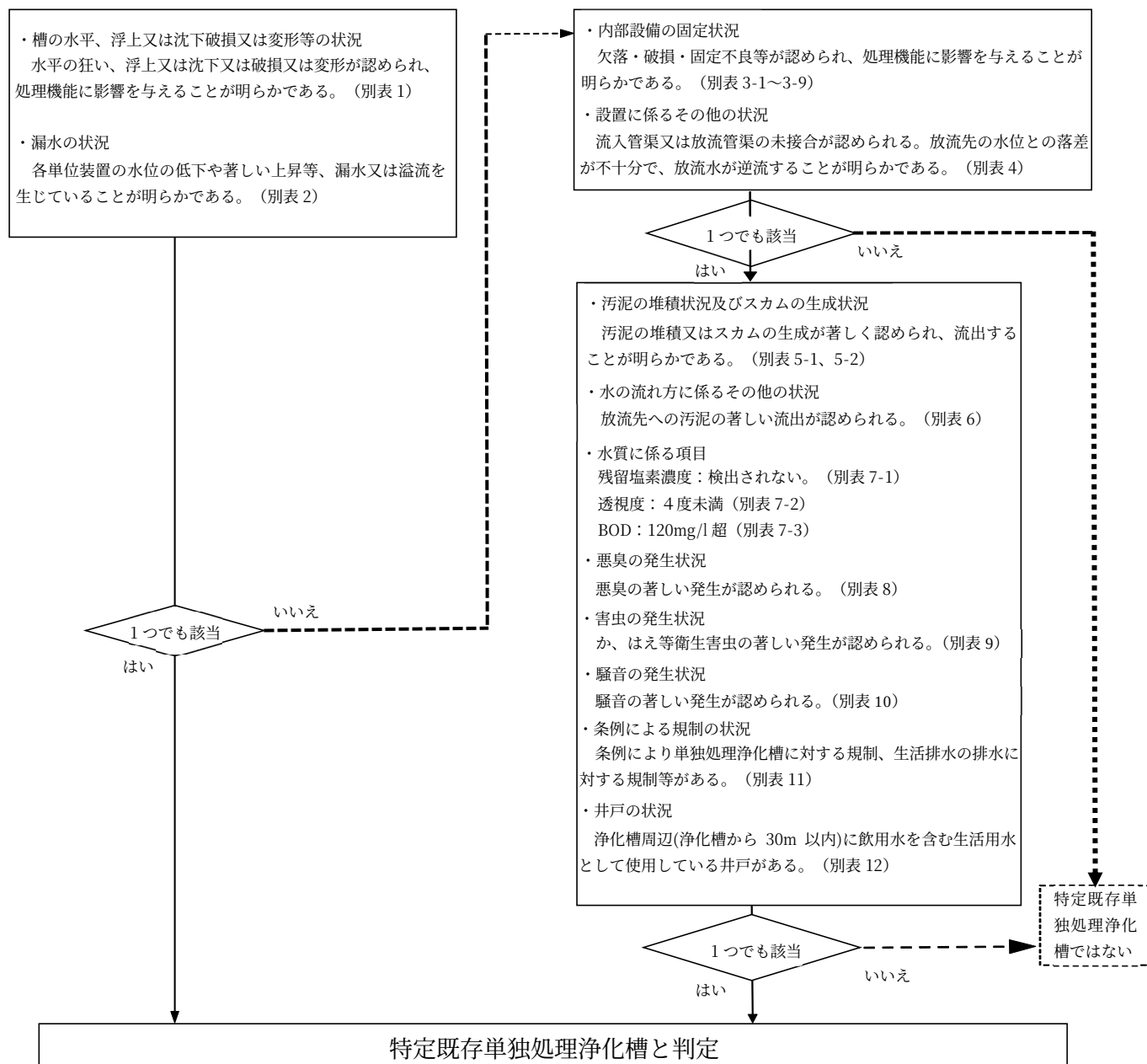


図 特定既存単独処理浄化槽の判定フロー

2. 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の考え方

特定既存単独処理浄化槽として判定された場合は、改善に向けた措置として、浄化槽管理者に対して合併処理浄化槽への転換を原則とした指導等を行うこととする。ただし、保守点検等の結果から判断し

て、特定既存単独処理浄化槽として判定された事象の再発が起こらない形で補修が可能であり、かつ他の箇所においても破損や漏水等、特定既存単独処理浄化槽の判定となる事象が発生しないことが明らかである場合、補修による改善も認められるものとして指導等を行うこととする。なお、過去に補修を行った実績があり、再び補修箇所もしくはその周辺に著しい破損や漏水等が発生した場合にあっては、上記によらず合併処理浄化槽への転換を原則とした指導を行うこと。

（別表）特定既存単独処理浄化槽の判定における各項目の該当性

以下に係る各項目の該当性は、浄化槽法定検査判定ガイドライン（平成14年2月改訂版）を基に整理しているが、11条検査未受検の浄化槽についても、浄化槽台帳に集積された情報（設置情報や管理情報）、協議会（法第54条）や報告徴収制度（法第53条第1項）等を通じた保守点検業者や清掃業者から得た情報等から、各項目の該当性を確認すること。

番号	項目	チェック項目	該当性
1	槽の水平、浮上又は沈下 破損又は変形等の状況	水平、浮上又は沈下又は破損又は変形の状況	水平の狂い、浮上又は沈下又は破損又は変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。
2	漏水の状況	漏水、溢流の状況	各単位装置の水位の低下や著しい上昇等、漏水又は溢流を生じていることが明らかである。
3-1	内部設備の固定状況	ポンプ設備の固定状況	ポンプ設備の欠落、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。
3-2		接触材等の固定及び保持状況	接触材等の欠落、浮上、破損、脱落、流出等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。
3-3		ばっ気装置の固定状況	散気装置の欠落、破損、固定不良、空気配管途中の支持具の破損等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。
3-4		汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況	汚泥返送装置及び汚泥移送装置の欠落、位置の不良、汚泥返送管又は汚泥移送管の破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。
3-5		逆洗装置及び洗浄装置の固定状況	逆洗装置又は洗浄装置の欠落、破損、固定不良が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。
3-6		消毒設備の固定状況	消毒装置の欠落、破損、固定不良等が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。
3-7		越流せきの固定状況	越流せきの欠落、水平の狂い、破

			損変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。
3-8		隔壁、仕切板及び移流管(口)の固定状況	破損又は著しい変形が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。
3-9		その他の内部設備の固定状況	固定不良、欠落、破損が認められ、処理機能に影響を与えることが明らかである。(本項目は以下※の場合が該当する) ※散水とい、平面酸化床、回転板駆動装置、集水装置、警報装置、制御盤
4	設置に係るその他の状況	流入管渠及び放流管渠の設置状況	流入管渠又は放流管渠の未接合が認められる。放流先の水位との落差が不十分で、放流水が逆流することが明らかである。
5-1	汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	消毒槽の汚泥の堆積状況及びスカムの生成状況	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。
5-2		放流ポンプ槽の汚泥の堆積状況又はスカムの生成状況	汚泥の堆積又はスカムの生成が著しく認められ、流出することが明らかである。
6	水の流れ方に係るその他の状況	汚泥の流出状況	放流先へ汚泥の著しい流出が認められる。
7-1	水質に係る項目	残留塩素濃度	検出されない。
7-2		透視度	4度未満
7-3		BOD	120mg/l 超
8	悪臭の発生状況	悪臭の発生状況	悪臭の著しい発生が認められる。
9	害虫の発生状況	か、はえ等の発生状況	か、はえ等衛生害虫の著しい発生が認められる。
10	騒音の発生状況	騒音の発生状況	騒音の著しい発生が認められる。
11	条例による規制の状況	条例による規制の有無	条例により単独処理浄化槽に対する規制、生活排水の排出に対する規制等がある。
12	井戸の状況	周辺の井戸の有無	浄化槽周辺(浄化槽から 30m 以内)に飲用水を含む生活用水として使用している井戸があることが、目視又は浄化槽管理者への確認

			等により明らかである。
--	--	--	-------------